

令和3年度 九州農政局国営事業事前評価技術検討会（第2回）
議事概要（一ツ瀬川地区）

1. 日 時：令和3年9月15日（水）9:30～11:30
2. 場 所：WEB形式による審議
3. 対象地区：国営かんがい排水事業「一ツ瀬川地区」
4. 出席者：九州農政局国営事業事前評価技術検討会委員（五十音順）

磯田 宏	九州大学大学院農学研究院 教授
井上 眞理	九州大学 名誉教授
坂口 眞理	特定非営利活動法人 熊本消費者協会理事
凌 祥之	九州大学大学院農学研究院 教授
弓削 こずえ	佐賀大学農学部 准教授

5. 議事について

九州農政局国営事業事前評価技術検討会（第2回）を開催し、令和5年度着工予定の国営かんがい排水事業「一ツ瀬川地区」について、第1回技術検討会の議事概要及び指摘回答、変更資料の審議が行われた。

質疑の詳細は以下のとおり。

事業着工スケジュールの変更及び事前評価実施スケジュール

- （委員） 事業着工が伸びたのは、一ツ瀬川地区だけではないということか。また、今年、審議をしながら公表は来年ということか。
- （農政局） 評価結果のスケジュールについては、着工の前々年度に事前評価を行い、着工の前年度に結果を公表するということになるので、今回の一ツ瀬川地区については、令和3年度に事前評価、令和4年度に結果を公表して、令和5年度に着工となる。
- （委員） それと一ツ瀬川地区だけではなく全国横並びのルールでということか。
- （農政局） このルールは全国共通ということになる。

第1回検討会からの変更対比表

- （委員） 地元合意に係るチェックリストについて、「改良区総代会や、事業促進協議会における令和4年度事業着手要望は同意済み」は、「令和5年度着手要望を同意予定」へ変わっているが、同意を取り直すのか。同意は流用できないのか、それとも1年前でなければならないということか。
- （農政局） 事業着手要望は、事業着工の前年でなければならないため、令和4年3月に再度同意を取ることにしている。
- （委員） 1年前でなければならないという決まりがあるということか。
- （農政局） 然り。
- （委員） 植物の写真が載っており、出典も書いて下さいと言ったことに対して書いてい

ただいている。事務局からは、業務委託業者からの提供であると回答がなされており、委託業者というのは●●会社と書いているので、それは、九州農政局から業務委託されており、著作権は九州農政局にあると考えてよいのではないかと。もしそうであれば、出典は書く必要はないと思う。

質問したかったのは、例えば、論文やどこかのホームページからダウンロードしたものを持ってきているのであれば、出典が必要ですよということだったのだが、この経費はどこが出したのか、著作権はどちらにあると考えたらいいのか。

(農政局) 確かに、発注して農政局で利用するものについては、農政局の方で著作権はあると思うので、こちらにつきましては再度修正する。

(委員) 著作権は九州農政局にあると考えていいのか。

(農政局) 然り。

(委員) 農業用水の利用実態の変化への対応について、具体的に入れていただいたのは非常に分かりやすくなったと思うが、現状の水利用実態に関する記載があり、まず、水稻作期の前倒し、次に茶の防霜用水、その次に「等」とあって、3つに分けられる。これを事業実施したら、水利用実態の変化が起きたことに対して、今度の事業でこういう対応をして、それぞれの金額が記載され、改善されて良かったのだが、茶の防霜用水について、年間なにがしということが対応している。

それから施設畑の陽熱処理用水、これはハウスの消毒処理などかと思うが、そのことが書いてあって、これは、現状には書いていないが、強いて言えば「等」、茶の防霜用水等の「等」が、施設畑の陽熱処理用水でも金額的には経費軽減に寄与するということかと思う。

それで、質問としては、施設畑の陽熱処理用水は、左側の「等」で対応しているのかということと、現状で、水稻作期の前倒しとあり、関連した記載がないわけだが、これはどのように理解したらいいのか。

(農政局) 先ほどの茶の防霜用水等の「等」について、今回当地区での営農の変化ということで、水稻作期の前倒し、茶の防霜用水の需要増とある。それから土壤改良用水の需要増、茶の防除用水の需要増という形で、おっしゃるとおり「等」に含んでいるとの意味合いで記載している。

水稻作期の前倒しについては、確かに関連した記載をしていますが、金額的に明確になっているのは、茶の防霜用水と施設畑の陽熱処理用水、こちらが、金額として明確に記載できる内容になっている。

(委員) 「栽培管理に必要な用水の需要等」の「等」で読める気がする。

「茶の防霜用水等」の「等」に陽熱処理用水が含まれるのであれば、「栽培管理に必要な用水の需要等」の「等」で読めるような気がする。

2番目の指摘については、委員の御指摘は対応した方がよいのではないかと。記載していただくことを検討してもらえるか。

(農政局) 表現を検討させていただく。

(委員) 前回、景観について指摘し、御対応いただきありがたく思う。赤線が加筆箇所と思うのだが、構成はこれでよいと思うが、2番目の文章が日本語としてぎこちないと思う。

まず「計画段階ではコンクリートで考えているが、」が、何をコンクリートで考

えているのか曖昧ではないかということが1点目。それから続いての「コンクリート表面の形状等の景観」とあるが、この場合の景観というのが、どういう意味で使われているのかが理解できない。あくまで、視対象が頭首工ではあるが、視対象と周辺の地物を含めたものが景観であり、コンクリート表面の形状等の景観という表現は適切ではないと感じた。

個人的なアイデアだが、文章を修正するのであれば、例えば「このため～考えているが」を削除していいのではないかと思う。「工事実施段階でコンクリート表面の形状等の景観について」の「の景観」を外して、「コンクリート表面の形状等について、地元関係者等と協議し周辺景観との調和を図る」と修正してはどうかと思った。というのが、他の箇所の景観に関する記載について同様に表現されている。それに合わせるようにすれば少し読みやすくなるので、検討していただければ思う。

(委員) 事業着工が令和5年度になることから、一ツ瀬川土地改良事業促進協議会の令和4年度事業着工に関する決議、早期着工の要望書を削除されているが、これは、来年度の4月以降にまた地元の合意を取って、追加資料として取り直すとのことでしょうか。

(農政局) 然り。

(委員) 改良区とか役職が代わるかもしれないので、その辺も考慮してもう1度やるということか。

(農政局) 然り。

(委員) これは今回の修正に関わるのではなく確認で恐縮だが、地元推進体制について、一ツ瀬川土地改良事業促進協議会に施設検討部会、営農検討部会、環境配慮検討部会というのがあって、環境配慮については環境配慮検討部会で検討をしたのでクリアという記述があったかと思う。それで、環境配慮検討部会というのは、どういう方たちで構成されているのかということ、会長が●●町の●●課長、構成員が市町課長、土地改良区事務局長、有識者、農家代表とある。

それで、質問は、施設整備検討部会の会則を見つけきれず、環境配慮検討部会も見つけきれなかった。要するに、これは農水省の全体的な統一ルールなのかもしれないが、施設整備検討部会、営農検討部会というのはこの整備を行うと、つまり、開発したい側の人たちだから、それはそれでいいと思う。開発によって経済的メリットを享受したいという人たち、受益者側、あるいは推進する行政の人たちで構成されている。これはいいと思うが、環境配慮検討部会はちょっとこれではよくわからない。環境配慮検討部会は、会長が町の●●課長、構成員が市町課長、土地改良区事務局長、有識者、農家代表と、つまり、開発する側の人たちが圧倒的多数だとすると、環境配慮を検討する部会として適切なのかどうか判断しにくいと感じた。例えば、環境配慮検討部会の会則なり、選ばれる人たちの枠、どういう人が何人とお示しいただけることは可能か。

(農政局) 第1回技術検討会資料に、国が設置している環境情報協議会の設置要領、メンバーを付けている。環境配慮検討部会については、設置要領、部会のメンバーを掲載しており、確かに行政機関、改良区、住民代表、学識経験者として●●大学の先生3名に参加いただき、それぞれ検討をしていただいているところ。

(委員) 今の説明で委員の御懸念に対する回答になっているかと思う。

●●大学の学識経験者、農家の方が入っているので恣意的ではないと、事務局の答えだったかと思う。

(委員) それは確かに思い出した。住民代表が●●市の方、1人参加しておられるが、これは農業者ではないという理解でよかったか。

(農政局) 確認する。

(委員) ほかのチェックリストでも、地域住民の参加や地域住民の合意というのが、結構書いてあって、●●大学の教授の方々が開発サイドではなくて、環境保全サイドだと理解すれば、それなりの有識者の方が入っているというのは理解できるかと思う。しかし、住民代表の方が農業者の方かどうか、いずれにしても地域住民の方が1人入っていて、それで地域住民の参加や意見を重視したと言えるのか。農水省のフォーマットがあるのかもしれないが、外部に対してこれでしっかり説得力があると言えるのか検討していただいて、個人名称は公開されないにしても、こういった情報は公開されるのか。あるいは、我々が、チェックリストを見て、ここで判断するということか。

(農政局) 御指摘いただいた地区段階の検討部会については、資料は公表していない。地区段階の検討部会の後に、九州農政局段階での環境に係る情報協議会、別途新たに第3者委員会を開催させていただき、その中には大学の先生であったり、NPO法人の先生に入っていて、今回の技術検討会と同様に議論し、議事概要については、九州農政局のホームページで公表するようになっている。

(委員) 個人が特定されるのは当然、公開するのは慎重じゃないといけないが、チェックリストで地域住民の参加とか説明を重視するようになっていて、環境配慮検討部会で検討したことも確か1つの理由にしてチェックリストで評価されていたと記憶している。これは、今のこの検討会でこの趣旨に則って十分に議論されたとなるのか。なおかつ、根拠情報も公開するのか。

九州農政局の環境情報協議会は公表するということだが、地域の部会については、やはり公表するのはあまりよろしくないのか。地域の部会で議論したことを、農政局の環境情報協議会でやっているからいいということか。

(農政局) おっしゃられていることは、環境配慮検討部会では合意が得られているが、更に九州農政局の環境情報協議会で、それを踏まえて全体で対応できているということが足りないのではないかということか。

(委員) まず、地域の環境配慮検討部会で、これで環境配慮をやっていると合意を得た、そのうえで、農政局としてはokをもらったと、チェックリストでokだと、こういうロジックになっているかと思う。

そのときに、1つは、環境配慮検討部会がチェックリストで確かあったかと思うのだが、地域住民の参加や意見をきちんと取り入れているかどうかということ、メンバー構成をどう見るかとなってくると思われる。個人の懸念ということもないでもないが社会がどう見るかということ。

(委員) 優先配慮の審議事項で、「地域住民の参加や地域住民との合意形成ができているか」とあり、それに対して事務局側としては、環境配慮検討部会で検討され合意を得ていると判断しているが、今のメンバーで地域住民の合意と言えるのか判

断できるのかどうか分からない、と私は理解した。地域住民１人で、地域の合意と言えるかとの質問かと思う。

農政局、それでいいか。今のメンバーで、地域住民の合意と言えるのか協議していただいて。今返答できるか。

（農政局）こちらの方で検討して、後日、回答させていただく。

第１回技術検討会の議事概要

（委員） ●●委員の質問に対して回答になっていないと感じる部分があるように思う。茶の防霜用水についての質問で、「防霜用水を一番使用するのは、通常３～５月ぐらいではないか。使用時期が異なるのはなぜか。」という質問に対して、見え消しにして削除すると、回答になっていないと感じる。回答として正確ではないというのが気になった点である。

私は植物の耐凍性を以前研究したことがあり、１１月では耐寒性が低いため、散水を行うという回答は正しい。ただし、普通は春先の遅霜に対してスプリンクラーで散水することで、低温障害防止を行う場合が多い。冬季には植物自身が糖などを蓄積し、耐寒性を徐々に獲得し、春先に向かって脱順化していく。このため、冬に入る前の１１月くらい、それと新芽が伸びる春先の２つの時点で耐寒性が低いと言えるので、そのように回答するべきではないか。

（委員） ●●委員がおっしゃるように、ちょうど削除されたところに理由が書いてある。冬期の水利権だけということ、私の質問は２つあり、水利権については回答しているが、防霜用水については回答になっていないと思う。これについては元に戻していただくことはできるか。

（農政局）御指摘を踏まえ、修正させていただく。

（委員） ●●委員の御質問と関連するが、議事録の中で公表用として削除された部分が多すぎると感じる。

なぜこのようなドラスティックな修正を行う必要があるのか疑問に思った。ページ番号等を削除するのは理解できるが、先ほどの御質問のように根幹をなす箇所を削除していることが気になった。

例えば、●●委員の赤土流出に関する御質問もかなりの部分が削除されており、●●委員の御質問が一般的な環境配慮に関するものようになってしまっている。環境配慮と一言と言っても多岐にわたっているが、●●委員の御質問としては、海への赤土の流出について具体的に言及されたと思う。それにもかかわらず、この部分を削除するのは適切なのかというところが気になった。

あとは、●●委員の●●会社の雇用に関する質問も、かなりの部分が削除となっており、なぜ削除しなければならないのか疑問に思った。公表用として、残す部分と削除する部分の判断基準を明確に説明していただければと思う。

（委員） 課題に係る基本方針なので、農政局としての基準を明確にしていきたいと思う。

（農政局）どういう考えで削除しているのか御説明させていただく。

この議事概要については、意図的に都合の悪い箇所を削除しているわけではなく、チェックリストの評価判定に係るものに絞った形で、ポイントを端的に分か

りやすく掲載するという観点で削除し、コンパクトにさせていただいた。

ただし、これが適切かどうか、今回、委員より御意見をいただければと考えている。

(委員) 例えば、今までいただいた意見で言えば、防霜用水に関する質問に対して、一部、必要な答えが削除されているというところがある。そして●●委員の発言は、削除するべきではないという意見があった。農政局としても、悪気があって割愛したとは思わないが、文脈を整理したということなのだろうが、それに対する御意見、もしくはそれを踏まえて、委員の方々には資料をもう一度確認いただけるとありがたいと思うがいかがか。各委員の質問に対して、農政局が適切に回答しているかを確認していただきたいと思う。

(委員) 基本的な質問だが、例えば今まで関係している●●省や県の審議会などでは、先ず議事録をそのまま原稿を起こして送ってきて、それに対して修正があれば、連絡することからスタートしている。今回の九州農政局では、6月の検討会議事録を遅くに送ってこられて、その上かなりの見え消し部分があったことに驚いた。

基本的には委員の意見は議事録として残していただいて、概要としては、例えば私の冒頭の二つの質問は、削除してもらっても結構だと思うが、それ以外では雇用の関係の話やライチの話は残していただきたいと思う。価格に関する質問などは削除してもらっても構わないが、それ以外は、基本的には残していただいた方が、会議としては自然な議事録になるのではないかと思った。

(委員) 議事録を全部起こして、それを全部公表するとなるとそれは大変な手間が必要になると思うし、誰が発言したかを公表するのもあれですし、発言者の名前を削除するなど、そういう意味で言えば、ある程度手が増えられることは仕方がないと思っている。事務局としては、委員の意見に対してどのような見解か。

(農政局) 先ほど●●委員よりお話いただいた意見に対して、第1回の議事録の確認をさせてもらっていなかった。昨年度が書面による検討という対応をさせていただいた流れがあり、第1回の議事録を各委員へ確認していただかなければならないところを、今回のような対応になってしまい、お詫び申し上げます。

(委員) 普通は会議が終わったら議事録を提出していただくのが筋だとは思う。それを怠った、その部分については改めていただきたいと思う。

(農政局) お詫び申し上げます。御指摘のとおり対応させていただく。

(委員) これは事務局のやり方というか、オンライン会議になってから、少し動きが遅くなっているように感じる。議事概要は、委員の名前は出さないことについては了解だが、議事録というのは、今見え消しの部分は基本的には残しておいて、委員がどうしてもここは削除して欲しいというところは削除するということで、今の議事概要は消しすぎかなと感じる。もう少し残す方向で検討願う。

それから、事務局の回答について、「後日回答する」という回答が多く、対面ときはそうでもなかったと思う。これはオンライン会議の弊害なのかなというふうに考えたところ。

(委員) もう一度議事録を確認する作業、議事概要を確認する作業、これがなかったら、我々の意見が反映されているのかどうか分からないということになるので、も

う一度、議事録、議事概要を点検するという作業が必要かと思う。

今、話を聞いた限りでは、修正をされているとのことは、信じはするが、そこも含めて議事録、議事概要を点検する必要があるかと思うがいかがか。

(農政局) 御指摘のとおり対応させていただく。

(委員) 議事録、議事概要を再度、確認させていただくということで委員の皆さんよろしいか。

(各委員) それでお願いします。

(委員) さて、もう一度、議事録、議事概要を確認して、農政局が対応しているかどうか改めて検討しないといけないということになるが、それは書面で行うということによいか。このような対面にするか。

(委員) 単なる書面でのやりとりではなく公式なメール会議としてできるだけ早く、例えば、その期間を決めていただいて、出来るだけ早く、例えば1週間とかでメール会議をやっていただければと思うがいかがか。

もともと議事録の(案)も既にあるので、そこまで大変な作業ではないのではないかと思う。また、それほど意見が出ている訳ではないので、事務局としてもなんとか対応していただけるのではないかと思う。日程については●●委員にお願いします。

(委員) 現時点では、議事録、それと議事概要、それに対する修正、この3点セットを早急に取りまとめていただいて、それを早急に各委員に確認させていただくということでいかがか。事務局、それに対応できるか。

(農政局) そのように対応させていただく。

— 終 了 —

※第二回技術検討会における委員からのご意見を踏まえ、令和3年6月3日及び6月4日に開催した第一回技術検討会の議事概要については、各委員へ確認したものを掲載しています。